

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」及び 「独立行政法人整理合理化計画」の措置状況について 【鉄道建設・運輸施設整備支援機構】

○独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（H22.12.7閣議決定）関係

（様式1）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」（各法人横断的に取り組むべき事項を記載）の取組状況を記載したもの。

（様式2）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「各独立行政法人について講ずべき措置」（個別法人ごとに取り組むべき事項を記載）についての取組状況を記載したもの。

○独立行政法人整理合理化計画（H19.12.24閣議決定）関係

（様式3）独立行政法人整理合理化計画の「各独立行政法人について講ずべき措置」のうち、平成21年12月に同閣議決定が凍結された際に引き続き取り組むこととされた①随意契約の見直し、②保有資産の見直し、③その他各省が進めると判断した事項の取組状況を記載したもの。

※1 様式2の「措置状況」の記号については、それぞれ、1a：実施期限までに実施済み、1b：実施期限よりも遅れたが実施済み、2a：実施中、2b：実施期限よりも遅れており未だ実施中、3：その他（実施時期が未到来）を示している。また、様式3の「措置状況」の番号は、1：実施済み、2：実施中、3：その他（実施時期が未到来等）を示している。いずれも10月28日現在の所管省庁の提出資料による。

※2 様式1において明朝体で記載しているもの及び様式2において灰色になっているものは、平成24年のフォローアップまでに「措置済み（1a又は1b）」とされていた事項。

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

| | |
|-------|-----------------------|
| 所管府省名 | 国土交通省 |
| 法人名 | 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 |

(平成25年7月1日現在)

(注)「独立行政法人改革に関する中間とりまとめ」(平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会)等を踏まえ、御意見等がある場合は「具体的な見直し状況等」の欄に赤字で記載して下さい。

| 基本方針の記載 | 具体的な見直し状況等 |
|--|---|
| Ⅲ 資産・運営の見直しについて | |
| 1. 不要資産の国庫返納 | |
| <p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p> <p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p> <p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p> | <p>○平成23年5月2日「東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律」に基づき、特例業務勘定の利益剰余金のうち1,200,000,000千円を平成23年度内に国庫納付した。</p> <p>○鉄道施設貸付・譲渡事業の一部終了に伴う政府出資金3,649,040千円(平成21年度の一部終了に伴う政府出資金1,250,109千円及び平成22年度の一部終了に伴う政府出資金2,398,931千円)を平成23年3月に国庫納付した。</p> <p>●鉄道施設貸付・譲渡事業の一部終了に伴う政府出資金376,502千円(平成25年度の一部終了に伴う政府出資金)を平成25年度に国庫納付予定である。</p> <p>○高度船舶技術開発等業務における利子補給及び債務保証業務に係る信用基金(政府出資金)1,000,000千円に係る不要財産の譲渡収入を平成23年9月に国庫納付した。</p> <p>●平成24年度末に廃止した基礎的研究業務に係る政府出資金66,251千円に係る不要財産を平成25年度に国庫納付予定である。</p> <p>●今後とも引き続き自主的な見直しを行う。</p> |
| 2. 事務所等の見直し | |
| <p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p> <p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p> <p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p> <p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p> | <p>○事務所等の運営については、鉄道建設事業に係る業務の進捗や国鉄清算事業に係る土地処分の進捗に応じて、事務所等の移転・廃止・縮小を行うことにより、必要最低限の配置とし、効率的な運営の確保を図っている。</p> <p>●管理等業務の一層の効率化を図り、平成29年度までの5年間で一般管理費の総額を15%程度削減する。なお、平成24年度を最終年度とする第2期中期目標期間においては、一般管理費総額を16.1%削減しており、目標としていた「15%程度の削減」を達成した。</p> <p>○国鉄清算事業品川作業所については、業務の進捗にあわせて、平成23年度末をもって廃止した。</p> <p>○鉄道建設本部東京支社は、事務所借上経費を削減する観点から、平成23年9月に移転を行った。</p> <p>該当なし。</p> <p>該当なし。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p> | <p>○職員宿舎については、平成22年度に上田宿舎、平成24年度に松戸宿舎、習志野台宿舎B棟及び山科宿舎を売却した。また、こずかた寮及び保土ヶ谷寮については、中期計画に基づき、売却手続き等を進めた。 ○国鉄清算事業東日本支社については、業務の進捗にあわせて、平成24年度末に廃止した。 ○鉄道建設本部東北新幹線建設局については、業務の進捗にあわせて、平成23年6月に青森市へ移転した。なお、移転の際には、床面積・賃料・立地等を検証の上、移転先を選定した。</p> |
| <p>3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等</p> | |
| <p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p> | <p>●平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」に基づき、平成20年度より真にやむを得ないもの以外は一般競争入札等に移行済みであり、平成22年度、平成23年度及び平成24年度の実績は以下のとおりである。</p> <p>平成22年度 (金額ベース) 一般競争入札等 188,911,582千円(59.1%)、競争性のない随意契約 130,538,690千円(40.9%) (件数ベース) 一般競争入札等 988件(58.4%)、競争性のない随意契約 705件(41.6%)</p> <p>平成23年度 (金額ベース) 一般競争入札等 183,218,134千円(61.5%)、競争性のない随意契約 114,938,951千円(38.5%) (件数ベース) 一般競争入札等 1,027件(59.4%)、競争性のない随意契約 701件(40.6%)</p> <p>平成24年度 (金額ベース) 一般競争入札等 157,695,619千円(57.9%)、競争性のない随意契約 114,837,203千円(42.1%) (件数ベース) 一般競争入札等 841件(60.0%)、競争性のない随意契約 560件(40.0%)</p> <p>●平成22年6月に策定した「随意契約等見直し計画」に基づき、競争性のない随意契約のうち特定の工事についての債務年限の制約の廃止、競争性のある契約のうち一者応札・一者応募となった契約については入札参加資格要件等の緩和等を実施した。</p> |
| <p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p> | |

| | |
|---|---|
| ② 契約に係る情報の公開 | |
| <p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p> | <p>●「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した「随意契約等見直し計画」において、契約に係る競争性・透明性を確保することとしており、これを着実に実施している。また、契約に関する情報については、ホームページにおいて公表しており、契約の透明性を確保している。</p> <p>●「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け内閣官房行政改革推進室長から各府省官房長あて事務連絡)により、ホームページでの周知及び入札公告等への記載を行うこととして透明性を確保している。</p> |
| ③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等 | |
| <p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p> | <p>該当なし。</p> |
| ④ 調達の見直し | |
| <p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p> <p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p> | <p>●整備新幹線のレール調達については、委託契約によりJRの調達量の中に、機構の必要調達量を組み入れて調達してもらうことで、コストの縮減を図っている。</p> |
| <p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p> | <p>●情報ネットワークシステム管理業務について、平成28年度から民間競争入札を実施する。</p> |
| <p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p> | <p>●「公共サービス改革プログラム」(平成23年4月)等を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の検討を行っている。</p> |

| 4. 人件費・管理運営の適正化 | |
|--|--|
| ① 人件費の適正化 | |
| ○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。 | <ul style="list-style-type: none"> ●「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」に準拠して役員及び職員の給与規程等を改正し、役職員の給与を削減した。 ●「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等」に準拠して役員の退職手当規程を改正し、役員の退職手当支給水準を引き下げた。 (職員については、国家公務員の措置に準じた措置内容とすべく労使交渉中) |
| ○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 俸給や諸手当の見直し等も含めて、他の独立行政法人の取組みを調査し、当機構への適用の可否を検証し、可能なものから実施するとともに、事務所限定職員の採用の推進や中途採用の推進など、職員採用形態の多様化に向けた取り組みを、引き続き実施することとする。 【平成25年度に見込まれる指数】 対国家公務員指数 112.8を下回る指数 対国家公務員指数(地域・学歴勘案) 113.6を下回る指数 |
| イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。 | |
| ○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。 | ● 独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、毎年度個別の額を公表しているところであり、引き続き公表する。 |
| ○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。 | ○ 給与水準については、監事による監査、国土交通省独立行政法人評価委員会による事後評価において、チェックを行っているところであり、引き続き実施していく。 |
| ② 管理運営の適正化 | |
| ○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 一般管理費について、中期目標期間の最終年度において、前中期目標期間の最終年度比で15%程度に相当する額を削減する、事業費について、中期目標期間の最終年度において、前中期目標期間の最終年度比で5%程度に相当する額を削減する、との目標を設定済みであり、この達成に向け、簡素な管理部門、効率的な運営体制の確保による業務運営コストの削減に取り組むこととしている。 なお、平成24年度を最終年度とする第2期中期目標期間においては、一般管理費総額を16.1%削減し、また事業費を14.5%削減しており、それぞれの目標としていた「15%程度の削減」「5%程度の削減」を達成した。 |
| ○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。 | ● 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなっている。 |
| ○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。 | ● 所要額計上分については、引き続き見積りの考え方を明確にするなど、徹底した透明化・合理化を図る。 |
| ○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。 | ● 内部監査規程に基づき、毎年度監査計画を定め、的確に内部監査を実施している。 |

| | |
|--|---|
| 5. 自己収入の拡大 | |
| ○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。 | 該当なし。 |
| ○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。 | 該当なし。 |
| ○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。 | 該当なし。 |
| 6. 事業の審査、評価 | |
| ○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。 | ●高度船舶技術実用化助成制度においては、有識者から成る「高度船舶技術審査委員会」での審議を経て助成している。 |
| ○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。 | ●高度船舶技術実用化助成制度において、複数年度にわたる事業については、年度ごとにその進捗状況を有識者から成る「高度船舶技術審査委員会」において審議を経て助成している。また、各段階での評価結果はホームページ上で公表している。 |

| | |
|-------|-----------------|
| 国土交通省 | 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 |
|-------|-----------------|

【事務・事業の見直し】

| 事務・事業 | 講ずべき措置 | 実施時期 | 具体的内容 | 措置状況 | 措置内容・理由等 | 今後の対応方針 |
|----------------------|------------------|----------|--|------|---|--|
| 01 鉄道建設等業務 | コスト削減の取組等の推進 | 22年度から実施 | 現在実施しているコスト削減策の効果を検証した上で、一層のコスト削減に努めるとともに、コスト削減の取組・効果については、引き続きホームページ等国民に分かりやすい形で公開する。 | 2a | 国土交通省の公共工事コスト構造改善の趣旨を踏まえ、引き続きコスト削減の取組を推進している。コスト削減の推進に当たっては、機構内に設置しているコスト構造改善プロジェクトチーム会議において、現在実施しているコスト削減策の効果を検証した上で、一層のコスト削減に努めている。 また、コスト削減の取組・効果については、引き続きホームページにて具体的事例を図を用いて示すなど、国民に分かりやすい形で公開している（平成23年度実施分は、平成25年2月に公開）。 （参考）総合コスト改善額 H22年度16,534百万円、H23年度25,572百万円 | 国の公共工事コスト構造改善の趣旨を踏まえつつその効果を検証した上で、一層のコスト削減に努める。 また、コスト削減の取組・効果についても、引き続きホームページにて、国民に分かりやすい形で公開する。 |
| 02 鉄道助成業務（補助金等交付業務等） | 補助金交付業務の一部の国への移管 | 23年度から実施 | 補助金等交付業務については、交付先・内容が特定のなものである「財団法人鉄道総合技術研究所に対する超電導磁気浮上式鉄道（リニア）の鉄道技術開発費補助金」及び「日本高速道路保有・債務返済機構に対する新線調査費等補助金」は、国に移管する。 | 1a | 「公益財団法人鉄道総合技術研究所（旧財団法人鉄道総合技術研究所）に対する超電導磁気浮上式鉄道（リニア）の鉄道技術開発費補助金」及び「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に対する新線調査費等補助金」は、平成23年4月1日より国からの直接交付とした。 | 措置済み |
| 03 特例業務（国鉄清算業務） | 利益剰余金の国庫納付 | 23年度から実施 | 特例業務勘定の利益剰余金は国庫納付する。 | 1a | 平成23年5月に成立し公布された「東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律」に基づき、特例業務勘定の利益剰余金のうち1,200,000,000千円を平成23年6月及び平成24年3月に国庫納付した。 | 措置済み |
| 04 船舶の共有建造等業務 | 財務内容の健全化の向上等 | 22年度から実施 | 今後の業務の在り方については、重点集中改革期間における取組の成果を踏まえつつ、内航海運活性化に向けた政策全体の中での位置付け、政策目標、政策手段の有効性等を検討し、その結果を次期中期目標等に反映する。 | 1a | 重点集中改革期間（平成17年度から平成21年度）における取り組みの成果等を踏まえ、「内航海運効率化のための鉄道建設・運輸施設整備支援機構船舶勘定見直し方針」（平成16年12月策定）に基づく取組を継続しつつ、平成22年度以降、船舶使用料の引き上げを行うなど更なる財務改善に努めている（船舶使用料の利息相当分の利率 平成22年度「財政融資資金貸付金利+1.35%」、平成23・24・25年度「財政融資資金貸付金利+1.45%」）。これらの取り組みにより平成24年度も約17億円の当期利益を計上し、同額分繰越欠損額が減少した。また、船舶の共有建造業務における政策誘導機能を強化する観点から、平成24年度も引き続きスーパーエコシップや16%CO2排出削減船といった高度な環境性能を有する船舶の建造等に対して重点的な支援を行った。 これらの取り組みを踏まえ、第3期中期目標において、船舶共有建造業務における財務内容改善の取り組みを引き続き行うとしている。具体的には、第3期中期目標期間終了時における未収金残高を31億円以下とするほか、平成25年度に繰越欠損金の削減計画を策定する旨を定めた。また、スーパーエコシップ等の環境にやさしい船舶の建造に重点化するなど、政策意義の高い船舶の建造を促進するものとしている。 | 措置済み |
| 05 高度船舶技術開発等業務 | 利子補給及び債務保証業務の終了 | 22年度中に実施 | 利子補給及び債務保証業務は、業務方法書を変更し、平成22年度をもって終了する。 | 1a | 基本方針どおり、利子補給及び債務保証業務について、平成23年3月に業務方法書を変更し、平成22年度をもって終了した。 | 措置済み |
| 06 造船業構造転換業務【経過業務】 | - | - | - | - | - | 措置済み |
| 07 基礎的研究業務 | 法人の業務としては廃止 | 24年度以降実施 | 法人の業務としては廃止し、真に必要なものについては国で実施する。 | 1a | 鉄道建設・運輸施設整備支援機構の業務としては平成24年度末をもって終了し、国が新たに実施する研究業務に資するため、これまでに培ったノウハウ等の必要な情報を国に提供した。 | 措置済み |
| 08 内航海運活性化融資業務 | - | - | - | - | - | 措置済み |

【資産・運営等の見直し】

| 講ずべき措置 | | 実施時期 | 具体的内容 | 措置状況 | 措置内容・理由等 | 今後の対応方針 |
|--------|-----------|---------------------|----------|---|---|--|
| 09 | | 特例業務勘定の利益剰余金 | 23年度から実施 | 特例業務勘定の利益剰余金は国庫納付する。 | 1a 平成23年5月に成立し公布された「東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律」に基づき、特例業務勘定の利益剰余金のうち1,200,000,000千円を平成23年6月及び平成24年3月に国庫納付した。 | 措置済み |
| 10 | 不要資産の国庫返納 | 鉄道施設貸付・譲渡事業の出資金 | 22年度中に実施 | 鉄道施設貸付・譲渡事業の一部終了に伴う政府出資金12億5000万円を国庫納付する。 | 1a 鉄道施設貸付・譲渡事業の一部終了に伴う政府出資金3,649,040千円（平成21年度の一部終了に伴う政府出資金1,250,109千円及び平成22年度の一部終了に伴う政府出資金2,398,931千円）を平成23年3月に国庫納付した。 | 措置済み |
| 11 | | 高度船舶技術開発等業務における信用基金 | 23年度中に実施 | 利子補給及び債務保証業務に係る信用基金（政府出資金）10億円を国庫納付する。 | 1a 利子補給及び債務保証業務に係る信用基金（政府出資金）1,000,000千円に係る不要財産の譲渡収入を平成23年9月に国庫納付した。 | 措置済み |
| 12 | 事務所等の見直し | 地方機関の見直し | 23年度以降実施 | 国鉄清算事業東日本支社（大宮）、国鉄清算事業西日本支社（淀川区）、品川作業所等について、土地処分の進捗よく等に応じて、組織の縮小・廃止等の見直しを行う。また、鉄道建設本部東京支社（芝公園）について、事務所借上経費を削減する観点から、移転等を検討する。 | 2a 国鉄清算事業東日本支社、国鉄清算事業西日本支社及び品川作業所については、業務の進捗を見極め、組織の縮小・廃止等の見直しを行うこととしており、業務の進捗にあわせて、このうち国鉄清算事業東日本支社は平成24年度末をもって、品川作業所は平成23年度末をもって廃止した。また、鉄道建設本部東京支社については、事務所借上経費を削減する観点から、平成23年9月に移転を行った。 | 国鉄清算事業西日本支社は、業務の進捗を見極め、組織の縮小・廃止等の見直しを行うこととする。 |
| 13 | 職員宿舎の見直し | 職員宿舎の集約化等 | 22年度から実施 | 職員宿舎については、業務の進捗よく状況、入居状況等を勘案しながら集約化や売却を進める。 | 2a 職員宿舎の処分については、平成22年度に上田宿舎、平成24年度に松戸宿舎、習志野台宿舎8棟及び山科宿舎を売却した。また、こずかた寮及び保土ヶ谷寮については、中期計画に基づき、売却手続き等を進めた。借上宿舎も含めた宿舎の集約化については、「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」（平成24年12月14日行政改革担当大臣）に基づき、着実な実施を図った。 | こずかた寮及び保土ヶ谷寮については、中期計画に基づき、売却手続き等を進める。また、「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」（平成24年12月14日行政改革担当大臣）に基づき、宿舎の集約化を着実に進める。 |
| 14 | 人件費の見直し | ラスパイレス指数の低減 | 22年度から実施 | 本給や諸手当の見直し等によりラスパイレス指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。 | 2a 給与水準の適正化に向け、平成24年度においては、次の措置を講じた。（1）職務手当の見直し（地方機関の課長に係る手当の引き下げ等）（2）広域異動手当や単身赴任手当の支給対象とならない事務所限定職員の採用（3）平成24年度から中途採用を実施 しかしながら、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」に基づく国家公務員の給与見直しの実施時期が当機構と異なったため、平成24年度における対国家公務員指数が一時的に引き上がっており、平成23年度の112.8から3.4ポイント増の116.2となった。なお、給与改定・臨時特例法に基づく給与減額を同年実施した場合の平成24年度の対国家公務員指数は、111.5程度と見込まれる（機構試算）。 引き続き、できる限り国家公務員の水準と同等になるよう俸給・手当も含めた全体的な給与の在り方について見直しを行い、必要な措置を講ずる。なお、給与水準が国家公務員の水準を上回っている要因の一つと考えられる採用形態について多様化（事務所限定職員や中途採用の推進）を図る。 過去3か年の人件費及びラスパイレス指数の推移は以下のとおりである。 ・平成22年度（人件費）13,429,905千円（ラスパイレス指数）113.0 ・平成23年度（人件費）13,122,252千円（ラスパイレス指数）112.8 ・平成24年度（人件費）12,338,574千円（ラスパイレス指数）116.2 | 引き続き、できる限り国家公務員の水準と同等になるよう俸給・手当も含めた全体的な給与の在り方について見直しを行い、必要な措置を講ずる。なお、給与水準が国家公務員の水準を上回っている要因の一つと考えられる採用形態について多様化（事務所限定職員や中途採用の推進）を図る。 |

| | | | | | |
|-----|----|----|-------|-----|-----------------|
| No. | 88 | 所管 | 国土交通省 | 法人名 | 独立行政法人鉄道建設・運輸施設 |
|-----|----|----|-------|-----|-----------------|

| 項目 | 見出し | 具体的内容 | 措置状況 | 措置内容・理由等 | 今後の対応方針 |
|----|-------------------------|--|------|--|---------------------------------|
| 1 | 運営の効率化及び自律化 保有資産の見直し | ○箱根分室を平成20年度内に売却する。 | 1 | 箱根分室については、平成21年6月及び12月に売却した。 | - |
| 2 | | ○麻布分室を売却するものとし、売却時期等について速やかに検討する。 | 1 | 麻布分室については、平成22年9月に売却した。 | - |
| 3 | | ○松戸宿舎C棟等を平成20年以降に売却する。 | 2 | ・西船橋寮については平成21年5月に、上田宿舎については平成22年10月に売却した。 ・松戸宿舎C棟、D棟及び山科宿舎については平成25年2月に売却した。 ・こずかた寮については、中期計画に基づき、売却手続き等を進めた。 | こずかた寮については、中期計画に基づき、売却手続き等を進める。 |
| 4 | | ○習志野台宿舎B棟等について、次期中期計画に盛り込まれた業務の進捗よく状況、入居状況等を勘案しながら、集約化を図る。 | 1 | 習志野台宿舎B棟については、平成25年2月に売却した。 | - |